

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 2 号
提出時期	令和 7 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
要 旨	【提出理由】 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行となることに伴い、町条例の一部を、改正する必要が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 七つの条例を一括改正するものです。 ① 職員の分限に関する条例 第 6 条第 1 項 改正前「禁錮又は懲役の刑」→改正後「拘禁刑」 ② 埴町表彰条例 第 15 条第 1 項第 2 号 改正前「禁錮」→改正後「拘禁刑」 ③ 職員の給与に関する条例 第 21 条の 2 第 1 項第 3・4 号 第 21 条の 3 第 1 項第 1 号・第 3 項第 1 号 改正前「禁錮」→改正後「拘禁刑」 ④ 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 第 5 条の 2 第 1 項第 1・2・3 号 第 5 条の 3 第 1 項第 1・2 号 " 第 2 項第 1 号 改正前「禁錮」→改正後「拘禁刑」 ⑤ 埴町情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例 第 14 条 改正前「懲役」→改正後「拘禁刑」 ⑥ 埴町議会の個人情報の保護に関する条例 第 53・54・55 条 改正前「懲役」→改正後「拘禁刑」 ⑦ 埴町個人情報保護法施行条例 附則第 3 条第 4・5 項 改正前「懲役」→改正後「拘禁刑」 【施行期日】 令和 7 年 6 月 1 日から施行するものです。		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 3 号
提出時期	令和 7 年 3 月（ 定例会 ・ 臨時会 ）		
案件名	埜町表彰条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【提出理由】 現行条例の再表彰並びに死亡者に対する表彰の規定を改正するために、議会の議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 ○第 10 条（再表彰） 現行条例は、自治功勞表彰、民生福祉功勞表彰、教育文化功勞表彰のように「表彰された者が引き続き、<u>その職務にあって功績更に顕著な場合は重ねて表彰できる</u>」ものであり、第 9 条第 1 項第 1 号（寄附による善行表彰）が現在、再度表彰できないため、同一人で寄附が多額になってきている現状を考慮して再度表彰を行えるよう改正をするものです。 改正前「表彰せられた者が引き続きその職務にあって功績更に 顕著な場合は重ねて表彰することができる。」 ↓ 改正後「この条例により、既に表彰を受けた者であっても、更に その理由が生じたときは、重ねて表彰することができる。」 ○第 13 条（被表彰者の死亡の場合の措置） 現行条例は、表彰審議会で表彰されることが、既に決定している方が、表彰式前に死亡した場合のみを想定しており、急逝された功勞のある方を表彰できる規定となっていないため、表彰を行えるよう改正するものです。 改正前「被表彰者となった者が表彰前に死亡したときは表彰状及び記念品は遺族に与える。」 ↓ 改正後「表彰を受けるべき者が死亡した者であるとき、又は被表彰者となった者が表彰前に死亡したときは、その死亡日に遡って表彰し、表彰状及び記念品は遺族に与える。」 【施行期日】 令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 4 号
提出時期	令和 7 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【提出理由】 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、町条例の一部を改正する必要性が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 (1) 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限 ・ 時間外勤務の制限を請求することができる職員の範囲について、「3 歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるものです。 ・ 配偶者、父母、子、配偶者の父母等の呼称について、「配偶者等」と定めるものです。 (2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認 ・ 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、介護両立支援制度等の請求等に係る意向確認等について定めるものです。 (3) 勤務環境の整備に関する措置 ・ 介護両立支援制度等の請求等をしやすい勤務環境の整備に関する措置について定めるものです。 ○第 2 条第 4 項 (1 週間の勤務時間) 改正前「地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号)」 ↓ (法規ルール上、記載誤りのため、法律番号を削る。) 改正後「地方公務員の育児休業等に関する法律」 ○第 8 条の 2 第 2 項 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 改正前「三歳に満たない」 ↓ (対象者の範囲を拡大、男女共に仕事と育児・介護を両立可能に) 改正後「小学校就学の始期に達するまでの」 ○第 8 条の 2 第 4 項 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) ①改正前「記載なし」 ↓ (追記：配偶者、父母、子、配偶者の父母の呼称を「配偶者等」に) 改正後「(第 17 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。)」		

	②改正前「三歳に満たない」 ↓（対象者の範囲を拡大、男女共に仕事と育児・介護を両立可能に） 改正後「小学校就学の始期に達するまでの」 ○第 12 条第 1 項第 3 号（年次有給休暇） ①改正前「地方公営企業労働関係法（昭和 27 年法律第 289 号）」 ↓（法律名の改正） 改正後「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）」 ②改正前「若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号） 第 1 条に規定する公庫」 ↓（法律名及び内容の改正。結果、参照条例に該当しなくなった。） 改正後「削る」 新設 ○（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第 17 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 3 任命権者は、職員が第 1 項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 ○（勤務環境の整備に関する措置） 第 17 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 【施行期日】 令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。
担当課	総務課

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第5号																																																																															
提出時期	令和7年3月（定例会・臨時会）																																																																																	
案件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について																																																																																	
要 旨	【提出理由】 令和6年10月2日に行われた福島県人事委員会の「職員の給与等に関する報告・勧告」において、国人事院の考え方が示されており、公務職場における多様で有為な人材の確保、職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上及び多様なワークスタイル・ライフスタイルの実現に向けた環境整備という人事管理上の課題に取り組むとされ、その一環として、給与面においても、これらの諸課題に照らした包括的な給与制度の見直し（総称：給与制度のアップデート）を実施することに伴い、町条例の一部を、改正する必要性が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。																																																																																	
	【具体的な内容】 (1) 職員の給与に関する条例																																																																																	
	①給料																																																																																	
	給料表について「号給構成」を改めるものです。																																																																																	
	<table><tr><th rowspan="2">旧号給</th><th colspan="4">新号給</th></tr><tr><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th></tr><tr><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>6</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>7</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>8</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>9</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>10</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>11</td><td>7</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>12</td><td>8</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td></tr><tr><td>13</td><td>9</td><td>5</td><td>5</td><td>1</td></tr><tr><td>14</td><td>10</td><td>6</td><td>6</td><td>2</td></tr></table>			旧号給	新号給				3級	4級	5級	6級	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	1	1	4	1	1	1	1	5	1	1	1	1	6	2	1	1	1	7	3	1	1	1	8	4	1	1	1	9	5	1	1	1	10	6	2	2	1	11	7	3	3	1	12	8	4	4	1	13	9	5	5	1	14	10	6	6	2
	旧号給	新号給																																																																																
		3級	4級	5級	6級																																																																													
	1	1	1	1	1																																																																													
	2	1	1	1	1																																																																													
	3	1	1	1	1																																																																													
4	1	1	1	1																																																																														
5	1	1	1	1																																																																														
6	2	1	1	1																																																																														
7	3	1	1	1																																																																														
8	4	1	1	1																																																																														
9	5	1	1	1																																																																														
10	6	2	2	1																																																																														
11	7	3	3	1																																																																														
12	8	4	4	1																																																																														
13	9	5	5	1																																																																														
14	10	6	6	2																																																																														

②扶養手当

- ・配偶者に係る扶養手当を廃止するものです。
- ・子に係る扶養手当の手当額を「10,000円」から「13,000円」に改めるものです。

扶養手当		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行政職給料表 6級以下	6,500円	3,000円	廃止
子（1人当たり）		10,000円	11,500円	13,000円

③通勤手当

公共交通機関等利用者（公共交通機関等と自動車等の併用者を含む。）の通勤手当について、全額支給限度額を「64,000円」から「150,000円」に改めるとともに、全額支給限度額を超える額の2分の1の額を加算して支給する取扱いを廃止すること。

④単身赴任手当

様々な雇用事例、雇用需要に応じて、採用時から単身赴任手当の支給を可能とするものです。

⑤管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を「午前0時から午前5時までの間」から「午後10時から翌日の午前5時までの間」に改めるものです。

⑥定年前再任用短時間勤務職員

定年前再任用短時間勤務職員に対し、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給するものです。

(2) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

暫定再任用職員に対し、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給するものです。

(3) 職員の育児休業等の条例

職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例について、所要の整備を行うものです。

【施行期日】

令和7年4月1日から施行するものです。

担当課

総務課

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 6 号
提出時期	令和 7 年 3 月（ 定例会 ・ 臨時会 ）		
案件名	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【提出理由】 近年の地球温暖化に伴う異常気象により多発する災害や、鳥インフルエンザをはじめとした家畜伝染病の増加、野生動物等の道路上での死体処理、更には、社会構造の変化等による空き家並びにゴミ屋敷等の片付け・清掃など、職員の業務に著しい変化が生じ、職員の離職誘発やモチベーションの低下にもつながる事案が生じているため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、新たに特殊勤務手当の支給を可能とするもの、若しくは手当額の見直しを行うために、議会の議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 ○防疫作業は、危険性を伴うため、手当を増額。 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給範囲が流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限られておりましたが、家畜伝染病予防法に規定されているものにも範囲拡大したものです。 防疫作業に従事する職員の手当額を 500 円から 1,000 円に増額。 ○災害時に現場等で行う作業は危険性を伴うため、手当を新設。 災害応急作業等に従事する職員の手当額を 1 日につき、1,080 円の範囲内で規則に定める額を支給するとしたものです。 ○動物死体処理、空き家等の清掃業務（特定清掃作業）は不快感があり、非衛生的であるため、手当を新設。 ・動物死体処理に従事する職員の手当額を処理 1 体につき、500 円の範囲内で規則に定める額を支給するとしたものです。 ・特定清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当を 1 日につき、1,000 円の範囲内で規則に定める額を支給するとしたものです。 ○第 2 条（特殊勤務手当の種類）第 1 項第 3 号の次に以下を追加 第 4 号：災害応急作業等に従事する場合 第 5 号：動物死体処理に従事する場合 第 6 号：特定清掃作業に従事する		

	○第 3 条（防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当）第 2 項 ・句読点の整理 ・改正前「500 円」→改正後「1, 000 円」 ○第 4 条（行旅死病人等取扱いに従事する職員の特殊勤務手当）第 2 項 ・句読点の整理 ○第 5 条（除雪作業等に従事する職員の特殊勤務手当）第 2 項 ・句読点の整理 ○第 6 条（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当）新設 ・作業の種類を定義 ・手当の額は、当該業務に従事した日 1 日について 1, 080 円の範囲内で規則に定める額 ○第 7 条（動物死体処理に従事する職員の特殊勤務手当）新設 ・作業の種類を定義 ・手当の額は、処理した死体 1 体について 500 円の範囲内で規則に定める額 ○第 8 条（特定清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当）新設 ・作業の種類を定義 ・手当の額は、当該作業に従事した日 1 日について 1, 000 円の範囲内で規則に定める額 ○改正前 第 6 条（定年前再任用短時間勤務職員に係る特殊勤務手当の月額） ・削除 ○第 9 条（重複支給の禁止）新設 ・本条例に規定する特殊勤務手当は、重複して支給しない ○改正前 ・第 7 条（規則への委任）を、改正後「第 10 条」と条ずれ修正 ○別表（第 3 条関係） ・別表としながらも、表の形式になっておらず、表形式とした。 【施行期日】 令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。
担当課	総務課

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 7 号
提出時期	令和 7 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	埴町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【提出理由】 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が令和 6 年 6 月 12 日に公布され、令和 6 年 11 月 1 日より改正後の児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令が施行されたことに伴い、町条例の一部を改正する必要性が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 改正後の児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令が施行されたことに伴い、引用条項の項ずれ等を改正するものです。 ○第 2 条の「用語の定義」の表中、「ひとり親家庭」第 8 号 改正前「第 10 条第 1 項」 ↓ 改正後「第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2」 ○第 3 条第 3 項第 4 号中 ・改正前「第 81 号」→改正後「第 89 号」 ・改正前「及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 34 条第 1 項第 8 号に規定する控除」を 改正後は削る。 ・改正前「政令第 2 条の 4 第 2 項及び第 8 項」 ↓ 改正後「政令第 2 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 7 項」 【施行期日】 公布の日から施行し、令和 6 年 11 月 1 日から遡及適用するものです。		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告		番号	第 8 号		
提出時期	令和 7 年 3 月（ 定例会 ・ 臨時会 ）					
案件名	埧町滞在型交流施設「湯遊ランドはなわ」設置条例の一部を改正する条例の制定について					
要 旨	【提出理由】 湯遊ランドはなわの宿泊施設利用料金については、条例で定める上限額を超えない範囲で指定管理者が定めて運営している。 今後、同施設の経営改革を推進するうえで、顧客の需要に応じて料金設定を変動させていくなど、多様なサービスや宿泊プランに対応させていく必要があるため、町条例の一部を改正する必要性が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。					
	【具体的な内容】 埧町滞在型交流施設「湯遊ランドはなわ」設置条例中の別表（第 8 条関係）を下記のとおり改正するものです。					
	改正後			改正前		
	別表（第 8 条関係） ア 宿泊施設利用料金（1 人当り） （単位 円）			別表（第 8 条関係） ア 宿泊施設利用料金（1 人当り） （単位 円）		
	部屋タイプ 及び定員	宿泊人数	利用料金	部屋タイプ 及び定員	宿泊人数 利用料金	
	洋室(16室) 定員 2 人	1 人	50,000	洋室(16室) 定員 2 人	1 人	13,500
		2 人	35,000		2 人	10,300
		3 人	25,000		3 人	8,300
	和室（4 室） 定員 5 人	1 人	60,000	和室（4 室） 定員 5 人	1 人	15,500
		2～3 人	42,000		2～3 人	10,300
4～5 人		27,000	4～5 人		8,300	
特別宿泊室 （4 室） 定員 7 人	1 人	100,000	特別宿泊室 （4 室） 定員 7 人	1 人	24,500	
	2～3 人	70,000		2～3 人	16,300	
	4～5 人	45,000		4～5 人	12,300	
	6～7 人	40,000		6～7 人	8,300	
【施行期日】 令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。						
担当課	まち振興課					

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 9 号
提出時期	令和 7 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埴町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【提出理由】 非常勤消防団員の報酬等について、税制上の取扱いを整備した「所得税基本通達の制定についての一部改正について（法令解釈通達）」が国税庁から発出されたことに伴い、町条例の一部を、改正する必要性が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 所得税等の賦課（源泉徴収）を適正に行えるようにするものです。 消防団員の年額報酬の支給を、9 月及び 3 月の年 2 回の支給から、年度末の任期満了時の 1 回支給に改正するものです。 埴町消防団設置等に関する条例の第 16 条（年額報酬の支給方法） 改正前 「年額報酬は、毎年 9 月及び 3 月の 2 期に、当該月までの 6 月分を支給する。」 ↓ 改正後 「年額報酬は、毎年 3 月に支給する。」 【施行期日】 令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 10 号
提出時期	令和 7 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	埴町辺地総合整備計画の策定について		
要 旨	【提出理由】 現在の埴町辺地総合整備計画のうち「湯岐辺地」「片貝辺地」の整備計画が令和 6 年度で終期を迎えるため、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間の新たな計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 新たな年度計画策定ではありますが、現計画との変更点は以下のとおりです。 ○両辺地総合整備計画に共通する事項 ・整備計画の期間：「令和 2 年度～令和 6 年度」 ↓ 「令和 7 年度～令和 11 年度」 ○湯岐辺地の現計画との変更点 ・辺地の人口：前計画「198 人」→今計画「195 人」 ・辺地度点数：前計画「174 点」→今計画「171 点」 ・計画中の「公共的施設の整備を必要とする事情」及び「公共的施設の整備計画」の記載について、個別事業別に記載をしていたものを、包括的な記載とした。 ○片貝辺地の現計画との変更点 ・辺地の人口：前計画「300 人」→今計画「270 人」 ・辺地度点数：前計画「195 点」→今計画「243 点」 ・計画中の「公共的施設の整備を必要とする事情」及び「公共的施設の整備計画」の記載について、個別事業別に記載をしていたものを、包括的な記載とした。		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 11 号
提出時期	令和 7 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	字の区域の変更について		
要 旨	【提出理由】 地籍調査に伴い「字の区域の変更」が生じた為、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 地籍調査事業「川上 11 地区」において、 (1) 道路の中が、字界になっている場合に一方の字に区域を変更 (2) 字界になっている土地が、利用上一体として利用されていて境界が確認できない場合に、一方の字に区域を変更 以上のような、案件の場合に、字区域の変更をするため議会の議決を求めるものであります。 【施行期日】 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による成果の認証の日から施行するものとします。		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告		番号	第 12 号
提出時期	令和 7 年 3 月（ 定例会 ・ 臨時会 ）			
案件名	工事施行協定の締結について			
要 旨	【提案理由】			
	町道北野松岡線改良事業に伴う新踏切工事の工事施行協定を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。			
	【具体的な内容】			
	協定の目的	町道北野松岡線改良事業新踏切工事		
	施行箇所	塙町大字上渋井字久保田地内		
	協定金額	金 270, 920, 000 円		
	協定の相手方	茨城県水戸市三の丸 1 丁目 4 番 47 号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員水戸支社長 しもやま たかし 下山 貴史		
	【協定締結予定日】			
	議会の議決を得た日の翌日 （翌日が祝日の場合は、翌々日）			
担当課	まち整備課			

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 13 号
提出時期	令和 7 年 3 月（ 定例会 ・ 臨時会 ）		
案件名	令和 6 年度 埴町一般会計補正予算（第 9 号）		
要 旨	【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度埴町一般会計補正予算（第 9 号）を議会に提出し、議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 本予算は、歳入で、町税、地方譲与税、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債を、歳出で、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費を補正するものであります。 併せて、継続費の補正（変更）、繰越明許費の補正（追加）、地方債の補正（変更）を行うものであります。 歳入歳出それぞれ 173,465 千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 6,919,690 千円とするものです。		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 14 号
提出時期	令和 7 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	令和 6 年度 埴町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）		
要 旨	【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議会に提出し、議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 本予算は、歳入で、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入を、歳出で、総務費、保険給付費、基金積立金を、補正するものであります。 歳入歳出それぞれ 3,578 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 977,265 千円とするものです。		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 15 号
提出時期	令和 7 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	令和 6 年度 埴町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）		
要 旨	【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度埴町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議会に提出し、議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 本予算は、歳入で、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入を、歳出で、総務費、保険給付費、基金積立金、地域支援事業費、諸支出金を、補正するものであります。 歳入歳出それぞれ 19,919 千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 1,285,207 千円とするものです。		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 16 号
提出時期	令和 7 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	令和 6 年度 埴町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）		
要 旨	【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度埴町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議会に提出し、議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 本予算は、歳入で、後期高齢者医療保険料、繰入金を、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものであります。 歳入歳出それぞれ 590 千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 126, 299 千円とするものです。		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 17 号																																								
提出時期	令和 7 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)																																										
案件名	令和 6 年度 埴町上水道事業会計補正予算 (第 3 号)																																										
要 旨	【提出理由】 地方公営企業法施行令 (昭和 27 年政令第 403 号) 第 18 条第 3 項の規定により、令和 6 年度埴町上水道事業会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。 【具体的な内容】 令和 6 年度埴町上水道事業会計予算の ・ 第 3 条の収益的収入及び支出の予定額 (単位: 千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2">科 目</th><th>既決予定額</th><th>補正予定額</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">収 入</td></tr> <tr> <td>第 1 款</td><td>水道事業収益</td><td style="text-align: right;">251, 003</td><td style="text-align: right;">△5, 936</td><td style="text-align: right;">245, 067</td></tr> <tr> <td>第 1 項</td><td>営 業 収 益</td><td style="text-align: right;">104, 294</td><td style="text-align: right;">△4, 000</td><td style="text-align: right;">100, 294</td></tr> <tr> <td>第 2 項</td><td>営業外収益</td><td style="text-align: right;">146, 708</td><td style="text-align: right;">△1, 936</td><td style="text-align: right;">144, 772</td></tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">支 出</td></tr> <tr> <td>第 1 款</td><td>水道事業費用</td><td style="text-align: right;">272, 200</td><td style="text-align: right;">△34, 700</td><td style="text-align: right;">237, 500</td></tr> <tr> <td>第 1 項</td><td>営 業 費 用</td><td style="text-align: right;">262, 884</td><td style="text-align: right;">△34, 700</td><td style="text-align: right;">228, 184</td></tr> </tbody> </table> について、補正するものであります。			科 目		既決予定額	補正予定額	計	収 入					第 1 款	水道事業収益	251, 003	△5, 936	245, 067	第 1 項	営 業 収 益	104, 294	△4, 000	100, 294	第 2 項	営業外収益	146, 708	△1, 936	144, 772	支 出					第 1 款	水道事業費用	272, 200	△34, 700	237, 500	第 1 項	営 業 費 用	262, 884	△34, 700	228, 184
科 目		既決予定額	補正予定額	計																																							
収 入																																											
第 1 款	水道事業収益	251, 003	△5, 936	245, 067																																							
第 1 項	営 業 収 益	104, 294	△4, 000	100, 294																																							
第 2 項	営業外収益	146, 708	△1, 936	144, 772																																							
支 出																																											
第 1 款	水道事業費用	272, 200	△34, 700	237, 500																																							
第 1 項	営 業 費 用	262, 884	△34, 700	228, 184																																							
担当課	生活環境課																																										

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 18 号
提出時期	令和 7 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 7 年度 埴町一般会計予算		
要 旨	【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 7 年度埴町一般会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,507,500 千円とするものであります。 前年度に比べ、額にして 26,500 千円、率にして 0.4%の減となっております。 歳入で、前年度に比べ増額となるものは、町税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入であります。 減額となるものは、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債であります。交通安全対策特別交付金は、存目計上であります。 歳出の、目的別で、前年度に比べ増額となるものは、民生費、衛生費、商工費、土木費、消防費、教育費であります。 減額となるものは、議会費、総務費、農林水産業費、公債費であります。 労働費、災害復旧費、諸支出金、予備費は前年度と同額計上であります。		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 19 号
提出時期	令和 7 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	令和 7 年度 埴町国民健康保険特別会計予算		
要 旨	【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 7 年度埴町国民健康保険特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 910,081 千円と定めるものであります。 前年度に比べ、額にして 909 千円、率にして 0.1% の増となっております。 歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金、繰入金であります。 歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金であります。		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 20 号
提出時期	令和 7 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	令和 7 年度 埴町介護保険特別会計予算		
要 旨	【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 7 年度埴町介護保険特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,179,572 千円と定めるものであります。 前年度に比べ、額にして 44,523 千円、率にして、3.6%の減となっております。 歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などであります。 歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費などであります。		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 21 号
提出時期	令和 7 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	令和 7 年度 埴町後期高齢者医療特別会計予算		
要 旨	【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 7 年度埴町後期高齢者医療特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 128,524 千円と定めるものであります。 前年度に比べ、額にして 1,960 千円、率にして 1.6% の増となっております。 歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、繰入金などであり ます。 歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 22 号																									
提出時期	令和 7 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)																											
案件名	令和 7 年度 埴町上水道事業会計予算																											
要 旨	【提出理由】 地方公営企業法に基づき、令和 7 年度埴町上水道事業会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 本予算は、 収益的収入の予定額を 2 億 5, 591 万 2 千円 収益的支出の予定額を 2 億 7, 960 万 7 千円 資本的収入の予定額を 3, 289 万 2 千円 資本的支出の予定額を 1 億 5, 961 万 9 千円とするものであります。 前年度との比較 (単位：千円、%) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">各予定額</th><th style="width: 15%;">令和 7 年度</th><th style="width: 15%;">令和 6 年度</th><th style="width: 15%;">比較増減</th><th style="width: 15%;">対前年比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td><td style="text-align: right;">255, 912</td><td style="text-align: right;">252, 950</td><td style="text-align: right;">2, 962</td><td style="text-align: right;">101. 17</td></tr> <tr> <td>収益的支出</td><td style="text-align: right;">279, 607</td><td style="text-align: right;">228, 299</td><td style="text-align: right;">51, 308</td><td style="text-align: right;">122. 47</td></tr> <tr> <td>資本的収入</td><td style="text-align: right;">32, 892</td><td style="text-align: right;">5, 060</td><td style="text-align: right;">27, 832</td><td style="text-align: right;">650. 04</td></tr> <tr> <td>資本的支出</td><td style="text-align: right;">159, 619</td><td style="text-align: right;">139, 358</td><td style="text-align: right;">20, 261</td><td style="text-align: right;">114. 54</td></tr> </tbody> </table> ○一般会計から補助金：100, 000 千円			各予定額	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減	対前年比	収益的収入	255, 912	252, 950	2, 962	101. 17	収益的支出	279, 607	228, 299	51, 308	122. 47	資本的収入	32, 892	5, 060	27, 832	650. 04	資本的支出	159, 619	139, 358	20, 261	114. 54
各予定額	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減	対前年比																								
収益的収入	255, 912	252, 950	2, 962	101. 17																								
収益的支出	279, 607	228, 299	51, 308	122. 47																								
資本的収入	32, 892	5, 060	27, 832	650. 04																								
資本的支出	159, 619	139, 358	20, 261	114. 54																								
担当課	生活環境課																											

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 23 号																									
提出時期	令和 7 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)																											
案件名	令和 7 年度 埴町下水道事業会計予算																											
要 旨	【提出理由】 地方公営企業法に基づき、令和 7 年度埴町下水道事業会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。 【具体的な内容】 本予算は、 収益的収入の予定額を 3 億 9,255 万 6 千円 収益的支出の予定額を 3 億 4,734 万 8 千円 資本的収入の予定額を 244 万 7 千円 資本的支出の予定額を 1 億 3,665 万 8 千円 とするものであります。 前年度との比較 (単位：千円、%) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">各予定額</th> <th style="text-align: center;">令和 7 年度</th> <th style="text-align: center;">令和 6 年度</th> <th style="text-align: center;">比較増減</th> <th style="text-align: center;">対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td style="text-align: right;">392,556</td> <td style="text-align: right;">456,560</td> <td style="text-align: right;">△64,004</td> <td style="text-align: right;">85.98</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td style="text-align: right;">347,348</td> <td style="text-align: right;">405,001</td> <td style="text-align: right;">△57,653</td> <td style="text-align: right;">85.76</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td style="text-align: right;">2,447</td> <td style="text-align: right;">24,288</td> <td style="text-align: right;">△21,841</td> <td style="text-align: right;">10.07</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td style="text-align: right;">136,658</td> <td style="text-align: right;">163,408</td> <td style="text-align: right;">△26,750</td> <td style="text-align: right;">83.63</td> </tr> </tbody> </table> ○一般会計から補助金：230,000 千円			各予定額	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減	対前年比	収益的収入	392,556	456,560	△64,004	85.98	収益的支出	347,348	405,001	△57,653	85.76	資本的収入	2,447	24,288	△21,841	10.07	資本的支出	136,658	163,408	△26,750	83.63
各予定額	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減	対前年比																								
収益的収入	392,556	456,560	△64,004	85.98																								
収益的支出	347,348	405,001	△57,653	85.76																								
資本的収入	2,447	24,288	△21,841	10.07																								
資本的支出	136,658	163,408	△26,750	83.63																								
担当課	生活環境課																											